

検討委員会の運営方法について

1 所管事項及び審議方法

(1) 所管事項

検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を取りまとめ、市長に報告する。

ア 補助金等の交付基準（評価に係るものを含む。）の見直しに関すること。

イ 補助金等の評価に関すること。

ウ 上記のほか、補助金等の在り方に関し必要なこと。

(2) 検討方法

ア 「補助金等」とは、補助金及び負担金（これらに準ずるものを含む。）をいうが、検討委員会では、補助金の在り方について優先的に検討する。なお、負担金の在り方については、まず、市に対し自主的な検討を求め、その結果の報告に基づき、意見をまとめるものとする。

イ 補助金の在り方の検討に当たっては、現行の市の交付基準や評価の仕組みの問題点を検証しつつ、その見直し案について検討するとともに、当該見直し案に基づき、平成19年度当初予算において措置される予定の個々の補助金の点検・評価を行い、当該補助金の平成20年度における廃止、縮小その他の見直しについて意見をまとめるものとする。

ウ その他、必要に応じて、平成21年度以後における補助金の在り方について意見をまとめるものとする。

2 会議の非公開

検討委員会の会議は、非公開とする。ただし、検討委員会の検討経過等については、会議終了後、速やかに市インターネットホームページ等で公表する。

(理由)

検討委員会の検討においては、補助金交付団体など多くの利害関係者が存在する中で、当該団体の活動に対する意見も含めて委員相互の自由な議論が求められているが、当該議論の内容は、「市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの」に該当し、米子市情報公開条例に基づき非公開とすべき情報であることから、会議当日においてこれを公開することは適当ではない。

3 利害関係者との接触の回避

検討委員会の委員は、公平・公正に職務を遂行することが求められているが、このことは、検討委員会の会議以外の場においても同様の立場を保持することが適当であることから、利害関係者との接触は、これを回避するものとする。